

審 第 1 9 9 5 号
答 申 第 5 8 6 号
令和 4 年 1 0 月 1 8 日

千葉県公安委員会

委員長 秋 口 守 國 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年5月28日付け公委（市原警）発第8号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1150号

令和3年3月1日付けで審査請求人から提起された、令和3年2月22日付け市原警発第57号で行った行政文書部分開示決定のうち、「協議概要欄 意見欄及び対応欄」を不開示とした部分に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和3年2月22日付け市原警発第57号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした協議概要の欄における意見及び対応の欄に記載されている各情報については、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和3年2月9日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「令和2年5月12日付け市土管第571号の道路法95条の2の規定による意見照会書に添付されていた書類のうち 1、打合せ・協議記録簿(8) 2、市道〇〇〇〇が改良工事であることがわかる書類（図面含む）（市道〇〇〇〇が既設であることがわかる書類（図面含む）も含む）」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、打合せ・協議記録簿（8）（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和3年3月1日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「令和3年2月22日付け市原警発第57号行政文書部分開示決定通知書の開示しない部分（千葉県情報公開条例第8条第6号に該当するとして開示しない処分）の処分

を取消す。」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 同条例 8 条 6 号に該当しない。

ア 審査請求人は次の情報を得ている。

(ア) 電話協議は交通部交通規制課〇〇〇〇副主査と市原市土木管理課〇〇〇〇副主査との間でなされたもの

(イ) 規制課側から「意見照会申請の申請者名は、道路管理者であれば市原市長でも良い。」とし市原市側から「分かりました。」との回答

(ウ) 「市道部分は、協議対象から外れるので安全対策等の協議は所轄で良い。」と規制課側からあり、市原市側から「市原警察署と協議します。」と回答

(エ) 道路法 9 5 条の 2 は県警本部長ではなく公安委員会に対して意見を求めるものであるから、規制課側は同法 9 5 条の 2 に違反して判断をしていた。

イ 公務員が職権濫用した事実を隠すため同条例 8 条 6 号に該当するとして情報隠しをした。

(2) 情報公開とは行政と県民が情報を共有することであり、行政のおかしな事を隠すためのものではない

第 4 実施機関の弁明要旨

1 対象文書の特定

実施機関において、審査請求人が開示を求める行政文書の有無を調査した結果、同文書は、市原警察署に保管され、令和 2 年 5 月 1 2 日付け市土管第 5 7 1 号「〇〇〇〇地先交差点改良計画」について(照会)」に添付された打合せ・協議の議事録のうち、同年 3 月 1 6 日に実施した「打合せ・協議記録簿(8)」であることが判明したことから、これを対象文書と特定したことに誤りはない。

なお、審査請求人の求める「2、市道〇〇〇〇が改良工事であることがわかる書類(図面含む)(市道〇〇〇〇が既設であることがわかる書類(図面含む)も含む)」については保有していない。

2 協議概要欄の意見欄及び対応欄に記載されている情報

条例第 8 条第 6 号に規定する「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、同種のもので反復されるような事務又は事業であって、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等と解されている。

協議概要欄の意見欄及び対応欄に記載されている情報について検討するに、これらの情報は、県の機関、他の地方公共団体が行う事務又は事業に関することであって、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであり、同号に該当することから、これらの情報を不開示とした本件処分に誤りはない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書

本件対象文書は、道路法（昭和27年法律第180号）第95条の2第1項の規定により、市原市長が、〇〇〇〇地先交差点改良計画について、千葉県公安委員会の意見を聴くために作成した「〇〇〇〇地先交差点改良計画」について（照会）（令和2年5月12付け市土管第571号）のうち、千葉県警察本部の担当者及び市原市の担当者で行われた協議（以下「本件道路協議」という。）に係る行政文書である。

上記第3 1において、審査請求人は、条例第8条第6号に該当するとして不開示しないとした処分を取り消すとの裁決を求めている。そこで、当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、協議件名、整理番号、回数、日付、協議先、出席者（規制課側、土木事務所側、市原市側及び設計受託者等の欄で構成されている。）、協議形式及び協議概要（意見及び対応の欄で構成されている。）の欄で構成されており、本件決定において不開示とした部分（上記第3 1に限る。）は、協議概要の欄における意見及び対応の欄に記載されている各情報である。

2 条例第8条第6号該当性

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、不開示とした理由について、当該各情報が開示される前提に立てば、本件道路協議における担当者間での率直な意見の交換が損なわれ、結果として議論が萎縮することとなるなど、本件道路協議に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる旨説明する。

しかしながら、これらの欄には、実施機関の職員が道路構造令（昭和45年政令第320号）に基づく実施機関の運用に従って指摘した意見及びそれに対する市原市の職員に係る回答の要旨が記載されているとのことであり、当該意見の欄に記載されている情報は、実施機関の職員であれば同様の指摘をすることが予想される意見である

とのことであった。

そうすると、これらの欄に記載されている各情報を開示することにより、実施機関が説明する、本件道路協議における担当者間での率直な意見の交換が損なわれ、結果として議論が萎縮することとなるなど、本件道路協議に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該各情報は、同号に該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

よって、実施機関が、本件決定で不開示としたこれらの欄に記載されている各情報については、開示すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 5月28日	諮問書の受付
令和3年 9月28日	審議
令和3年10月29日	審議
令和3年11月26日	審議
令和3年12月20日	審議
令和4年 1月28日	審議
令和4年 2月25日	審議
令和4年 3月23日	審議
令和4年 4月25日	審議
令和4年 5月30日	審議
令和4年 6月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大久保 佳 織	弁護士	
荘 司 久 雄	前城西国際大学非常勤講師	部会長
湊 弘 美	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)